

相続税の 課税割合は4.2%

国税庁が昨年12月に発表した「相続税の申告事績（平成18年分）及び調査事績（平成18事務年度）」による相続税の課税割合は、平成16年分以降で3年連続の最低水準となっています。

1. 相続税の課税割合

平成18年中の被相続人は約108万人で、相続税の課税対象となった被相続人数は、約4万5千人で、課税割合は4.2%（前年同様）でした。この割合は、地価下落の影響を受け、基礎控除の引上げ等があった平成6年分以降3年連続の最低水準です。

2. 相続財産類の構成

土地の割合が、バブルの影響を受けていた平成4年分の75.9%から減少し、47.8%となる一方で、現金・預貯金等の割合が7.4%から20.6%まで増加してきています。この傾向から現預金

等の把握に調査の重点がシフトしてきています。この結果、申告漏れ相続財産の構成比でも現預金等の割合が35.6%と最も高く、有価証券21.0%、土地16.7%の順となっています。

3. 海外資産関連

海外資産関連事案の調査も364件あり、申告漏れは80.0%超で292件が指摘されました。国際税務専門官の設置等で海外資産の把握が十分になされた結果とされています。

4. 留意点

この発表から学ぶべき点は、現預金等についての管理問題と思われます。家族名義の預貯金であっても、次の諸点に注意して管理すべきでしょう。①預貯金等の設定、書換の管理を誰が行っているか。②通帳、届出印は誰の物か。③名義人の年齢、職業、収入はどうか等々がポイントになります。

最後に、相続税の申告が必要になるかどうかの判断にも注意しなければなりません。今後は相続税の抜本的改正も予測されますので、この状況も気になるところです。

ナマの税務相談室

Q 先生、私ども兄弟4人は甲宅地と乙宅地をそれぞれ2人で共有していますが、4人いずれも50歳を越し、F家の将来を慮

って、若干のリスクも覚悟で甲宅地、乙宅地を是非交換したいのですが。

A 昨日4人兄弟の長兄一郎さんに託された甲、乙両宅地の資料、T銀行の両宅地の鑑定書を拝見し、更に事務所から程近い現地も下見しました。

Q 長兄一郎です。先生が昨夕甲宅地付近を下見されているのを拝見しました。

A 鑑定書で、甲、乙宅地がともに貸宅地であること。甲宅地の鑑定価額が約1億円、乙宅地が9,000万円弱であることを承知し、この交換について所得税法58条の交換は成立すると判断しました。

Q 先生、私どもの一番の疑問は1億円の価額と9,000万円の価額と鑑定されたが、交

親族間の 共有地の交換

換に際し、例えば9,000万円を両宅地の時価、換言すれば交換価額としてよいのかということ。1年以上保有、直前の用途と同一といった

58条の規定は満たされています。

A 9,000万円を交換価額としてよいと思います。

Q 取得資産の価額と譲渡資産の価額の差額が百分の二十に相当する金額をこえる場合は適用しないと税法にある点からの判断？

A そうです。後は贈与といわれまいかと気にかかる点と次兄二郎さんが言われた点ですが、路線価だけでは甲宅地8,200万円、乙宅地7,100万円ですが、甲宅地は不整形、一方乙宅地はいわゆる角地であるなど、財産評価通達に定める調整をすれば、甲、乙宅地の価額は接近し、贈与税の問題は少ないでしょう。

Q A事務員さんの調整資料を参考にして、甲、乙宅地の交換を近く実行します。

ナマの税務相談室